

すべき時ならめや、

第二十七 語學の系統

落合直澄

今日は、我國語學の開け來ました順序、語學の分派したる次第を申し上げますつもりであります、我語學の追々進歩しました間は、凡千二百年で、其間大變化三つであります、

古事記、日本紀撰定の時より、延喜朝あたりまでを第一期とし

延喜の朝より、元祿の頃までを第二期とし、

元祿より此方、慶應までを第三期とし、明治の今日が第四期であります、

次に語學に就て種々なる説の起りまして、其分派しましたる其の大略を申し上げます、之を分てば大略三派であります、

言語を古へより使用したる例證等を挙げ、之に加るに、通略延約等を以て之れを解釋し、假字遣等に至るまで訂正を加へたるが第一派であります、

僧契冲、加茂眞淵、本居宣長等の諸大人の專はらにする説であります、

語格と云ひて、古へより使用する例を以て考證とし、活語、體言の連續より係結等に至るまで、其言語の規則を主張するが第二派であります、

是れは、有賀長伯、富士谷成章、本居春庭等の諸大人の專らとする所であります、五十音に備はりたる微妙なる理を説明し、一音毎の形狀より言語の本義を解釋する派があります、

鈴木朗、井面守訓、橘守部、富樫廣陰等の諸大人の專ら主張せられたる所であります、

細かに數へ行かは數種に分れませうが、大畧は此三つに分れませうと思ひます、さて第一期には古事記、日本紀、出雲風土記、古語拾遺、養老の日本紀私記、弘仁の私記、承相私記、元慶の私記など、云ふ書があります、

此第一の古事記、日本紀、古語拾遺の撰者等は、固より漢學には長じたる人等なれども、御國の言語等のことはさまで委しき考は無かつたものかと思はれます、然れども、古へより傳へたる言語の解釋ありたることは、古語に漢字を當て古語を漢文に引き直したるにて分つて居ります、アメノミナカヌシノカミに天御中主神の字を

當て、ミムスビノカミに皇產靈の漢字を當てたるなど、皆な古語を解せざれば出來ぬことであります又地名の解釋に、正訛或は其名の起因を記してあり升、垂仁天皇紀に、丹波國より竹野媛を召したるが、竹野媛が山城葛野にて興より墮て死れたる所を墮國と名けたるが、今は訛て弟國と云ふとか、或は仲哀天皇紀に、天皇が筑紫行幸の時、五十迹手を美て伊蘇志と仰せられたる故に其國を伊蘇と名けたるが、今は訛て伊都國と云などと古事を引きて名義の解釋を加へてあり升、又應神天皇紀の一書に、天皇淡路島に行幸在らせられて西方を御覽遊はさると、日向諸君が鹿皮を衣服として大勢船に乗て來て播磨に着したるが、其處を鹿子水門と名けたとあります、此故事を引て鹿子水門の名義を解釋したるはよけれども、凡水子曰鹿子蓋始起于是時也と撰者が柑手の名義を解釋したるは感心ができぬ、愚案にはカコは柑子で、カチをカと云ふは、柑取をカトリと云ふと同じ語と思はれます、又古語拾遺に、阿波禮阿那於茂志呂阿那多能志とある歌の注に、阿波禮は天晴なり、多能志は伸手而舞などとあるは解釋が當らぬことで、第一手を伸と云語は、ノサンともノシとも活く語で、快樂のタノシはタノシク、タノシキと活く語で、言語の源から違て居

ることで、今の語學をした者には、直ぐに不都合が分かることであります、

今様に語學は開けぬ時で、其解釋などは拙く思はれますが、全體の世が高尙て質朴でありまして、古へより傳へたることは、其儘に堅く守てありましたから、今の世の學者の様に丸いものを四角に説きなし右のものを左とこじつけるやうなることはありませんから、語學の開けぬかはりには過ちも少いかと思はれます、又記紀撰定以前には、委しき解釋などは無かつたと思はれます、

さて、格別に古語の解釋を始めたるは、元正天皇養老五年に、太朝臣安磨が日本紀の講説をなしたるより、嵯峨天皇の弘仁三年には太朝臣人長の講説があり、仁明天皇の承和十年には滋野朝臣貞主の講説、陽成天皇の元慶二年には善淵朝臣愛成の講説、醍醐天皇延喜年中には矢田部公望の講説、朱雀天皇承平年中には同人の講説、村上天皇康保年中には橘朝臣仲遠の講説等がありました、此の講説等が竟る毎に宴會を開き、日本紀中の人物を題にして歌を詠んだもので、之を日本紀竟宴と申しました、

此日本紀の講説は、古語の解釋のみではありませんが、日本紀が出來上がると第一

に太朝臣安麿が講説しましたが、其講説を筆記しましたるのが養老五年私記で、釋日本紀に其名を載せてありますが、全部は傳はりません、此外の私記も世に傳はれる者あり、傳はらぬもありますが、釋日本紀に引用して有るのは多くは私記の説で、此事は茲には盡しかねますから姑く置きまして、釋日本紀の歌なども私記の説と見えます、最も私記に云くと斷りたる處もありますが、斷りのない所もやはり他の私記の説と思れます、

此歌の注に、五音相通と云ふことが見えまして、阿伊宇江於五音相通良利留禮呂五音相通又あかさたないきしちにと横に通ずるをは同響と申してありますれば、此頃の語解は言語全體の解釋に加ふるに、五十音圖に依て解釋したと見えます、此時の五音相通は、體言にも活言にも差別はありません、此外にも略語發語、助語などの名目も見えますから、後世の語學者の説は、此私記より起つたものとしてもよからうかと思はれます、

是れまでが第一期の語學でありますが、第二期延喜頃の語學は、専ら歌を詠むために自然の語調を思案するを勉めたもので、其中に最も歌文に長じたるは、紀貫之な

どの如き達人出て、之に次ぐ達人も澤山ありました、承平年中には、矢田部公望、源順朝臣などの學者もありまして、和名抄など、云ふ結構なる書が出来ました、此書のことなどは云はでも皆さま御存じのこと故略します、其序に至り、和名棄而不屑とあります、是れは古語拾遺に浮華競興、還嗤舊老、顧問故實、靡識根源とあると同じ意味にて、我國は如何なる譯か、昔より今にいたるまで自國のことは捨て、單に外國の事を好むは、古今の風習の如く思はれます、どうか自他偏頗なきやうに致したく企望しますことであります、夫はさておき、至り、和名棄不屑とあるを見れば、此頃我が語學の衰へたることが知らる、であります、唯歌を詠む爲に聊か我言語を調べると云位のこと、語學専門の人などは無くなりました、然しながら、一條天皇の御世には、紫式部など出で、我言語を以て文章を自由に作り、源氏物語など云ふ書が出ました、

夫れより、後朱雀天皇の頃、大納言公任と云人の新撰髓腦などやうなる歌の詠み法をさとしたるものがありますが、格別語學に就いては見處のないものであります、其中に崇徳帝の頃に、大學頭範兼の和歌童蒙抄と云書が十卷あります、是等は古歌、

古語を解するにはよき書でありまして、是が古歌古事の例證を舉げて語意を解釋する始めであります。又同時代に、藤原基俊と云人がありました。新和歌集、新朗詠集の作者でありまして、悦目抄と云ふ書一卷を著はされました。此書にテニヲハと云名目、五音のカヨヒ、タスケ字、ヤスメ字などの名目をつけた説があります。語格即言の規則のとを云ひ出したる始めかと思はれます。又上ニ書ク。下ニ書ク。口合ニ書ク。など云ふことがあります。から假字遣のことも此書が始めと思はれます。高倉天皇の頃、藤原清輔の奥儀抄、袋草子、又清輔弟太秦タチノ顯昭の袖中抄など云書ありますが、歌學、語學に益ある書で、中にも順德天皇の御撰にて八雲御抄と云書六卷ありまして、詠歌の法式及び和歌の最要を記し玉ひ、言語の部に至ては奥儀抄よりも其數多く甚よき書で、後世有賀長伯の和歌麿の塵などは、此書を基礎とせしものと思はれます。

同時代に、權中納言藤原定家と云人がありました。晩年に明靜と改名せられ、仁治二年薨せられました。世に京極中納言、或は京極黃門など稱して高名なる人でありました。詠歌大概、未來記、僻案集、萬葉顯注、密勘、和歌庭訓、拾遺愚草、明月記、承元抄、和歌式、

正風體抄など云著書もありまして、歌學に於ては一時の英傑でありました。世に名高き定家假字遣と云ふ書は、河内前司大炊助親行草稿して、定家卿の鑑定を受けたもので、定家卿も添削せられたるものと見えます。但其書を見れば、萬葉集などの如き眞字書きにした假名は取られずして、先哲のいろは假名に書きたるものを證として、假名を定められたるものと見えて、萬葉集なども引用した所もあります。けれど、其假名は取られませぬ。しかし、十に八九は規則に叶て居ります。から唯勝手次第に定めたものとは見えませぬ。其後北朝光嚴天皇の文和の頃、僧成俊と云者が、出まして假名は萬葉集等に依らねば正しくないと云て、其の事を萬葉集の跋に論じてあります。其跋文に注別紙とありますが、其別紙に注せる説は傳はりません。併し跋文にて大略は分りますが、是が契沖の和字正濫抄の説の起る原因と成つたものと思はれます。

同時代に、忌部正通と云ふ人が出ました。貞治六年に神代卷口訣と云ふ書を著はしました。其中に語釋が少しづつありますが、阿昧者アミ開く聲コエ、兎泥者ウサギ閉る聲など云ひ、又伊弉諾伊弉冉の注に、伊弉者誘語イサノ、喜者當牙音陽也、美者當唇音陰也、男神女神之稱也、

破^ハ駁^{ハク}盧^ロ嶋^{トウ}者、自凝洲也など、ありますが、後世に五十音學或は音義學と稱して、一音の形象より語意を解釋する學派の起る始であります。

應永の頃、一條兼良と云ふ人がありました。晩年に法名を覺惠と稱しました。世に一條禪閣と稱し、又後成恩寺とも申しました。日本紀纂疏、和歌金葉抄、歌林良材抄など、云書を著はされましたが、此良材抄に字餘まりの歌、ぬもじ二ありぬ。の字二ありなど、證歌を載せて助辭^{テモツ}の用法を示してありますが、彼の藤原基俊の悦目抄以來、助辭の規則を示したるは此書でありませう。

此外に持明院家假名遣と云ふ書があります。此書の出來ました時代も作者も判然しませんが、とにかく持明院家の秘書と見えます。寶永の奥書ありますが、是れは後人の奥書故に時代を知る證にはなりません。何れにも書體に依て考ふれば、定家假名遣の後和字正濫抄の以前に著はしたるものには相違はありません。此書には字音の假字遣と、和訓の假字遣を記したもので、其中に、

一五音五位の圖明かならざれば相通不自由也、能々相通の傳を受くべし。
一訓の下きく、いしうとは無の字はなき、なく、ない、なし、なう、かくの如し。

一ひ。訓の時下のひ、きはハヒフヘホにかよふは皆ひを書いていとよむなり、
習^{ナラフ}な^ナら^ラふ^フ 違^{チガフ}ち^チが^ガふ^フ 縫^{ヌフ}ぬ^ヌふ^フ へ

此類悉く有之餘准之

な。ら。い。な。ら。う。ち。が。ゑ。り。 杯書く人はあやまれり、

一え 訓にてはゆにかよふは皆えなり、

燃^{モエ}も^モえ^エ 絶^{タエ}た^タえ^エ 冷^{ヒエ}ひ^ヒえ^エ 萌^{モエ}も^モえ^エ

などあるを以て見れば、名目こそなけれ、活語の發明は此書を以て始めとすべきであります。最も悦目抄に五音相通と云、名目は見えてありますれば、ケ様なる發明が此以前にも有つかも知れませんが、少し氣がついた位のこと、で、活語の發明とは云はれますまいと思はれます。

是までが第二期の語學の系統であります。此二期に於て、歌學の書は澤山にあります。すが、格別なる語學の發明と云ふことを見出しませんから、略しまして第三期の語學に轉じます。

第三期即元錄年中に契沖と云ふ人がありました。此人は寛永十七年に生れて元祿

十四年六十二歳で歿せられました。此人の祖父下川元宜は加藤清正に仕へ、父元全は尼崎城主青山幸利に仕へました人で、契沖は病身故に十三歳の時僧となり、終に攝州の妙法寺の住持となりましたが、其後大坂高津餌指町の圓珠庵に退院し居りました。今此處に墓地があります。水戸義公契沖の博學なるを聞いて召されましたが、辭退して万葉代匠記と總釋とを献じて白金幾許を賜つたことなど、此人の履歴は皆さまの御存の通であります。其著書は、漫吟集、厚顔抄、和字正濫抄、代匠記、古今餘材抄、勢語臆斷、類聚名所集など、其他にも多くありますが、畧します。其人の博覽多識なることは、今更云ふまでもなく、古語の解釋は勿論、和字正濫抄を著はして假名遣を明かにしたるなど、後世の學者皆依頼して説をなさるはなしで、語學に大進歩を與へたるは此人であります。

契沖と時代を同くして有賀長伯と云人あり、大坂の醫師にして號を以敬齋と申しました。此人の履歴は詳かにせざれども、博覽多識なるは論なく、詠歌に長し、歌學語學に於ては最も功力ある人で、其著書は和歌二葉集、初學和歌式、和歌八重垣、濱のまさご、歌枕秋の寐覺、同増補、和歌分類歌林、雜木抄、世々のしをり、源氏掌故、和歌麓の塵

などがありました。和歌八重垣、和歌麓の塵、和歌分類などは今に至て人の重寶するものであります。其中にも、和歌八重垣は助辭オモツキの用法、係結カヰムスビ等の説に至ては、本居氏の詞の玉緒、紐鏡等の基礎となつたものと見えます。初學の爲に便利なる故に、却て其貴重すべきを知らざるもの、多きは惜むべきことであります。

和歌童翫抄と云が一巻ありまして、武陽隱士遁危子記之とばかり有て、時代も履歴も更にわかりませんが、私の所持の本には遁危子は法華宗享辨上人と云ふ人だと書入がしてあります。能く尋ねたらば知れませう、併しながら、書體で考へますれば、有賀長伯の後、富士谷成章の以前の書と大概に推測ができます。此書は持明院假名遣の活語の規則を推し廣め、和歌八重垣カササヘの係結カヰムスビの規則を委しくして、其規則を自ら歌によんで歌で法則を知らする様にしたもので、此時代にしてはよく出来たものであります。

新井白石と云和漢學の達人がありました。此人は明暦三年に生れ、享保十五年に歿せられました。此人の著書は百五十餘部にして、其中に東雅と云書の中に物名の解釋がありますが、惜いかな、専門家でありませんから、其中にはよいことも見えます。

が十分でありません、貝原篤信の説も同様であります。

明和頃に、富士谷成章と云人がありました、字は仲達、通稱を専右衛門と申して、漢學に有名なる皆川淇園字は伯恭と云ふ人の弟で、京都の人であります、其著書はかざし抄、あゆひ抄、六運略圖、七體七百首、などがあります、此かざし抄、あゆひ抄は成章の口授を門人が記したる趣なれども、此外に本抄と稱するもの及び装抄ヨウシヤウなどもある山なれども世に傳はらず、あるかも知りませんが私は淺學で未だ見ません、併ながらかざし、あゆひの二抄を以て見れば、装抄も大凡推測ができます、此人の活語、助辭の學に秀でたるは驚歎に堪へません、あゆひ抄に載せたる装圖を見れば、詞八衢に載せたる四段中二段、一段下二段、變格及び志支久の格に至るまで悉く一例は擧がつて居ります、然れば、詞八衢は此裝圖を大成したものと見ねばなりません、此頃、梅井道敏と云人がてにをアヒラキは綱引綱と云ふ書二卷を著はしました、明和七年の上木で本居翁の詞の玉緒の上木安永八年に先つこと九年であります、が、助辭の説は正しく論じてあります、詞の玉緒は此書を大成したものだと云てもよからうと思はれます、

加茂眞淵翁は、元祿十年に遠江國岡部郷に生れ、享保十八年に荷田東廬呂の門に入り、明和六年十月七十三歳で歿せられました、此翁は博覽多識にして、著書五十餘部あり、且つ愛國心の深かりしことなどは、今蝶々するには及びませんが、最通畧延約の説を用ゐ、古書の例證を擧げ、古語を解釋する全體の説に至ては、契沖以來の一人であります、唯活語のことは不得手と見えまして、晩年に至て語意考を著はされましたが、悉く活語は五段に活くものと定められたるはよくない、富士谷氏の裝圖に比ぶれば甚だ拙いことでもあります、富士谷氏の説を聞かれなかつたは惜いことでもあります、

此眞淵翁の説より分れて、寛政の頃、出羽秋田僧如是觀は和訓考を著はし、専はら通略延約説を主張し、手向タムケの約爲暮色の約黒なりなど云ふ説を興しました、此流の説をなすものも此他に多くありました、或人難じて曰く、ツバクラの約タカなれば、燕と鷹とは同物かと云ひましたと云ふ話があります、通略延約と云ふことは、古言を解釋するに必要であります、が、漫りに適用するときは、ケ様なる誤もできることでもあります、

本居宣長先生の履歷等は皆さま御存じのこと故申しませんが、此先生に至て古語の全體の解釋活語助辭の用法は極點に達しました此以前の學者は之を興すもので、此以後の學者は之を補ふものであります、二世春延翁に至て、詞八衢、詞通路等の著書が出來て、活語のことは、古大人の説を猶よく補成されました、

其後に至ては、伊勢桑名富樫廣蔭詞の玉橋、玉櫛、若狹の人妙玄寺義門の山口栞、活語雜話、玉ノ緒操分、話語指南、長崎人中島廣足の詞玉緒補遺、詞八衢補遺、近江人長野義言の末分櫛、活語初乃栞、通路街乃栞など皆之を補ふものであります、

さて、本居翁に至て總論に擧げたる第一派第二派を兼備しましたが、第三派の説を聊か申上げませう、

第三派の説は、五十音の一音の形狀より、言語の本義を解釋しますので、前に申しました忌部正通などが此説の發端で、吉田の兼俱や伊勢出口延佳なども受繼いで其説を取て説をなしましたが、寛政の頃光枝（ウツエ）と云人がありました、何れの人か知りませんが、寛政六年上木の國辭解と云ふ書が二卷同便蒙二卷あります、其書の跋に、信濃國埴科郡筑摩川の邊り旅寐の宿りにて記しぬとあります、此人が一音義の説

を以て古書を解釋しましたが、十分とは思はれません、

文化の頃、尾張に鈴木則と云人がありまして、幼學音聲考と云表題の書を著はして、本編には雅言音聲考とあります、人物、鳥獸、萬物の音をうつして言語とすることを説かれました、其説に言語は音聲なり、音聲に形あり、姿あり、されば言語には音聲を以て物事を象りうつすこと多しと云て、其例を擧りましたが、おもしろいよい説であります、近來の音義學の祖説と申してよからうと思はれます、

天保中に、伊勢宇治の井面守訓が言辭の音の貌と云ふ書を著はしました、此人の説は活語助辭の格をも委しく穿鑿して、發明も甚多くありまして、十分の力有て一音義を説かれましたから明説が多いであります、次に伊勢桑名に富樫廣蔭と云ふ人がありまして、春庭門人で古今集の解釋、活語助辭のことには其頃無比と云はる、人で音義説を主張し五十音圖説を著されました、次ぎに橘守部と云ふ人がありまして、博覽多才の人で鐘の響だの助辭本義一覽だの數多の著書がありまして、専ら一音義より解釋を下されました、一音義を以て語釋の一派をなしたるは是れ等でありませう、

愚按にも語釋の極所は一音義の説によらなければならぬことと思ひます、譬ば助辭のはもにて申しますれば、はは口を開いて出す聲で、自ら開く義があります、もは閉づる唇に由て出づる聲で、自ら一つにする義があります、是は善しと以へば彼は悪しとばの助辭にて是と彼と分かれませんが、是も善しと云へば彼も善しと、是と彼とが一つになりますやうな理で、言語の本義は皆自然にかやうな理を備へて居るに相違はない、然しながら、此説も言語の成立ちと變化等を能く察して説を立てない時には甚だ誤の多いものでありますに由て、うかと此一音義を以て言語の解釋を加へることはできません、燕の約應よりもまだ甚しき誤謬ができます、然し是より彌此説も研究せねばなりません、まい、言語學の系統に於ては諸大家の説も澤山ありませうが、先づ此位のことにしておきませう、是れで第三期第三派の説は結局になりましたが、先哲は唯古歌古文に依て其説をなしたるのみで、現今我々が使用する言語又日本全國の言語は如何なるものか、何れより轉化し來たものか、或は外國の語學と其規則の比較等に至ては、其完全なる説を聞きません、第四期の今日に至ては、追々内外の説を斟酌して文典等も出來ますから、是れより數年を経ざる間に、

完全なる語學の進歩を見るに至りませうと思はれます、

第二十八 語學系統追加

落合直澄

前に語學系統に就てその大略を演述せしが、事忽卒に出て遺漏鮮からず、今又聊之を補はむとす、

二條家秘傳書

此書は何人の手になれりや詳ならず、二條家代々の中に良基公など最歌學に勝れたれば、同公などの手に成りしものにやあらん、同公は光明帝貞和二年に關白に進まれ、後小松帝嘉慶二年々六十三歳にて薨せられたり、此書惣て十三卷(合一卷)和歌手習目錄和歌手習抄と名けて歌詞に係れることをあらくと記せり、奥書には姉小路代々○龍本殿○淳惠○源政直(是は相傳者の名也)元龜元年庚午菊月二十五日とあり、此奥書は元龜元年なれども、二條家より出て姉小路家に代々傳へたるよしなれば、其古きを知るべし、こゝに其大略を掲ぐ、助辭に就ての説見るべきもの甚多し、其區別及名目等は、日本紀通證以前の學者大概此書に依れる

ものなるが如し、その中に最注目すべきは係結の説なり、その結を五音第三の音ウクスツヌフムユルウとし、や。の結も、その中に含ませて云、こ。その結をエケセテチヘメエレエとし、此外にもらしじ。か云云等にて、も結ふよしを記せり、此書に係結の説あり、五音第三音第四音などいふ名目もあるより考ふれば、此時代活語のことも解得したりしものならむか、惜むべし、秘事口傳の惡弊よりして、弘く之が研窮をなさしめざりしを、

無言抄

此書は連詠作の爲に天。正。七。年より二年あまりに記せる山なり、慶長四年法眼紹巴の校閲を経て上木せり、全三冊にして著者は南山乞食沙門又木食奥山上人應其ともあり、

此書には。た。ら。き。といふ語あり、く。れ。く。るとは。た。ら。く。によりて云云然れば。た。ら。き。といふ名目の物に見えたるは、此書を以て始めとすべきか、不完全ながら活語の説の此時代でありしこと論なし、

又體用の名目あり、然れども此書の體用は今いふ處と少し異なり、弓は體なり引

和字通例書

かへるをす本末長短みな用なり云云などあるにて、單に活語をのみ用とせしにあらざるを知るべし、助辭名目等は大概二條家秘傳書に同じ、

此書橋成員の著にして假名遣の書なり、元。祿。八。年。成功、九年上木にして全八冊あり、契冲師の和字正濫抄を非として此著ありといふ、然れども假字のことは固より正濫抄に比して論すべきにあらず、唯活語のことに於て見るべきもの鮮からず、聊抄出して其體裁を知らしむ、

奥ひ 五音の内多くはひふに通ずる、

侍さぶらひさぶらふ、相あひあふ、云いひいふ、或云いひいはん、相あひあはん、

端へ 五音の内多くはふに通ふ、

愁うれへうれふ、給たまへたまふ等なり、又ゆにかよふことあり、調と、のへ、

といのふ、添そへ、そふ、備そなへ、そのふ、そなはる、替かへ、かふる、
かゆる、是等は通ひ多し、

中、え 訓の時ゆにかよふは皆え也。

聞きこえきこゆる、絶たえたゆる、寒さえさゆる、

ふ、字 ひに通有

習ならふ 洗あらひ 誓ちかひ

假字體用

思おもひは體。おもふは用。なり他準之。古書におもふは體。おもひおもへは用。なりとあり、然れどもおもひは我にあり、おもふは人におよぶ也。譬へば器に盥たらひは手洗ふといふ用。より體を生じ、或は篩ふるひ是もふるふといふ用。より體を生ず、此類體用の證なり、

和字正濫要略

此書は元。祿。十。一。年。契冲師の著す所にして、和字通例書の出たるを以て、前著和字正濫抄を猶確實ならしめむ爲めの作なりといふ、今活語に關するものを聊抄出す、

老おい 萬葉十九意伊豆久安我未云云、日本紀問人老自註に老此云方喻とあり、これやいゆえよのかよひなり云云、

相撲すまひ 和名抄に湊末比遊仙窟に推の字をすまふとよめり、互に倒さんとするに従はですまふ故にそれを體によびなして名にせり云云、

嘶いばえ 和名抄以波由とあり、ゆにかよふはえなり、いばへいばふと書くべからず、五音同韻ともに通せず云云、

飢うる 推古記に聖德太子の御歌に伊比爾惠氏の句二所あり、これも飯に飢ての上略なり、傳教大師の御弟子光定の書きたまへる一心戒文に此歌を載せられたるに、字。字。二所ともあり云云、は。た。ら。く。時。宇。々。と。かく。べ。し。う。ゆ。と。かく。べ。からず、

直澄云、以上の説によれば、契冲師は大概活語の法を明らめられたるが如し、はたらきといふ名目も此頃世に行れたるものと見えて、こゝにはたらく時といふ語あり、

持明院假名遣

此書のことは先般系統に載せたり、然るに此書の時代確かならざりしより、定家假名遣の後和字正濫抄以前のものなるべしと愚見を附したりしが、黒川講師の説に持明院權大納言基輔卿が寶永三年に此書を著せりとのことなれば、余が時代の想像は誤りなりき、然して此書の以前に活語説ありしことは上に載せたる書どもによりて明瞭なり、

和歌童謡抄

此書のこととも先般の系統にその大略を載せたれども、今その中の歌とかよひとをこゝに掲て、その書の大體を知らしむ、

もえて消えさえて聞えしえのかなのゆるにかよふはもとえなりけり

萌もえ燃もえ消き等のの活語を載せたり、

直澄云これは今の下二段なり、

おもへどもおもはずとのみおもふらしいはぬおもひを人にしらねば

これははひふへほのかよひをしらする歌なり、

思おもおもはん おもふ 願ねがねがはん ねがふ 匂におにほはん にほはん

直澄云これにて四段活語明瞭なり、

以上の數書は實に谷川氏活語圖を作りし基礎となりしものなるべし、

日本紀通證及和訓栞

此二書は伊勢谷川士清翁の著にして通證は延享四年成功寶曆十二年上木なり、此以前活語の説ありと云へども五十音の全行に涉りて、その活法を知らしめたるものは、實に此書を以て始とすべし、本居翁の和訓栞の序に、谷川翁を言靈の先導者として、暗に猿田彦神に比せるは、語學に就ては其稱讃も過言には非るべし、然して此二書の如き大部の著書は、其始より何年を費せりや量り知るべからず、然れば其説も亦何年以前にありし説なりや知るべからずといへども、今通證成功年時延享四年頃の説と假定すべし、さて此書全體の説は姑く措き、活語の説に就ても功力ある書なれども、其後漸々完全せし語書の出來るに従ひて徒らに見過す人も多ければ、茲にその活語圖を載せて其本を忘れざらしめむとす、其説の如きは和訓栞第一卷を参照すべし、

倭語通音

	正體韻				未定韻				已定韻				人告韻		言自韻	今按倭語活用
	一	正	體	韻	定	未	韻	定	已	韻	人	告	韻	言	自	
遇	ア				イ			ウ			エ			ヲ		自有音韻次序
書	カ				キ			ク			ケ			コ		今借態藝十字
指	サ				シ			ス			セ			ソ		以發揮其義但
立	タ				チ			ツ			テ			ト		首尾遇請兩韻
往	ナ				ニ			ヌ			ネ			ノ		取通音非正義
言	ハ				ヒ			フ			ヘ			ホ		也蓋第五之十
產	マ				ミ			ム			メ			モ		韻皆非雅語故
悔	ヤ				イ			ユ			エ			ヨ		詠歌讀書古今
斬	ラ				リ			ル			レ			ロ		不用之是自然
請	ソ				キ			ウ			エ			オ		之妙爾

又音義の系統に就て以下二條を補ふ、

日本聲母傳

全一冊享保。中有松貞亮の著なり、此書五十音一音毎に其義を説明せり、然れども其説十の八九は不穩なれば詳載せず、其中に、

セハセル音セムルセガムセ、ルセツクセ。(瀬)

スハス、ム音スルドシスグススナホスク

キハキル音キハマルキリキシ

正聲傳

全一冊安永。中豐岡井字の著なり、

ナハ舌ニテ物ヲ嘗ルヨリ出ル音也、

其ヨリ借リテ柔ナル物ヲナト云榮ナユルナヤムナド

コハ咽ヨリ細ニ出ル音也、

故ニ物ノ始メヲ形生テ少細ナルヲ子トイフ、其ヨリシテコマヤカコ、ルトイ

フ、

ユハ口中ユルム音也、

ユルクユルグユルス

ヌ。ハ舌上ノ津液ニテ潤ヒ出ヅル音也、

故ニヌメルヌル、ヌカルト云フ、

二書の説大概此類なり、井面訓守、富樫廣蔭等の説と大同小異なるものなれば、此二書を以て一音義説の祖とも云ふべきか、